

平成24年度 第1回 住宅審議会 議事詳細

1. 会議名 吹田市住宅審議会
2. 内 容 会長選任
議題～次回審議会への諮問にむけた審議事項～
(1) 公営住宅法の改正に伴う吹田市営住宅条例の改正について
(2) 保証人について
報告
(1) (仮称)吹田市営新佐竹台住宅集約建替事業について
(2) その他
3. 開催日時 平成24年8月8日(水) 午後2時から
4. 開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
5. 出席者 (委員側) 馬場委員 藤本委員 巽委員 小林委員 越智委員

(市 側) 富田副市長 寶田部長 野上次長 樽上室長 山岸参事
萩原参事 望月参事 柏原参事 岡本参事 若林主幹
木村主査 高橋主査 高見主査 遠藤主査
6. 欠席者 なし
7. 公開・非公開の別 公開
8. 傍聴者数 希望者なし

樽上室長) 定刻がまいりましたので、只今から平成24年度第1回吹田市住宅審議会を開催させていただきます。

都市整備部住宅政策室長の樽上でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、5名という少数の委員ですが全委員5人が出席され過半数の出席でございますので、住宅審議会規則第6条第2項の規定により本審議会が有効に成立いたしますことを御報告申し上げます。

なお、委員の人数でございますが、のちほど詳しく御説明させていただきます。

それでは、お手元にあります本日の審議会の資料について確認させていただきます。

資料確認

樽上室長) 審議に入る前に少し御説明させていただきます。

先程審議会の成立要件で少し触れておりますが、吹田市住宅審議会規則を一部改正しました。その内容は、吹田市の諮問組織である審議会の構成員に市議会議員を委嘱しないという変更に伴うものです。

吹田市住宅審議会規則によりまして市議会議員から会長を、学識経験者から副会長を選任する、となっておりましたが、市議会議員全員が辞任願いをされましたので、現在会長が不在となっております。そのため会長に代わりまして馬場副会長に以後の議事進行をお願い申し上げます。

馬場副会長、よろしくお願いいたします。

馬場副会長) 副会長の馬場です。会長が選任される迄の間、私が代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに開会にあたりまして、富田副市長からごあいさつをいただききたいと思っております。

副市長あいさつ

馬場副会長) 続きまして、寶田都市整備部長から職員の紹介をさせていただきます。

寶田部長) 都市整備部長の寶田でございます。本日出席しております職員の紹介をさせていただきます。

職員紹介

馬場副会長) 今日の進行は、まず改正された審議会規則によって会長を選任します。議題としましては、次回の審議会に諮問する運びの「公営住宅法の改正に伴う吹田市営住宅条例の改正について」と「保証人について」を審議します。

報告事項としましては、(仮称)吹田市営新佐竹台住宅集約建替事業についてが挙

げられています。

それでは、会長の選任についてですが、吹田市住宅審議会規則の第5条第1項に、委員の互選により定めるとなっておりますが、規則が一部改正され会長選任方法に関わっていますので事務局から説明を受けたいと思います。

高橋主査「資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料4」説明

馬場副会長) 御質問等、ございませんでしょうか。

発言なし

馬場副会長) 構成員が根本的に変わっていますが、住宅政策を審議する陣容として新しく提案されている構成員のメンバーのありようがこれで良いか、何か御質問はありませんか。

A委員) 委員区分の「関係行政機関」から「行政」が抜けたということですが、関係機関とはどのようなものを想定しているのですか。

山岸参事) 吹田の場合、URや公社という公的住宅戸数が相当数あります。そのような団体も含め、今後住宅政策が幅広く議論されていくかと思えます。国の既存の流通しているストック重視という方針もふまえたなかで、今後そのような機関も検討していきたいと考えております。

馬場副会長) 流通というのは不動産業という意味ですか。

山岸参事) はい。そういった団体・協会も今後御協力いただく場合があるかと思っています。どういう団体が良いか、ということも調整しながら進めていきたいと考えています。

馬場副会長) 老人クラブの会長、民生委員の代表なども、幅広くという中に入っていますか。私が質問したらだめでしょうか。

山岸参事) いえ。各委員からも御質問があつて、市としての考え方をお示しする必要があると思っています。市民委員が選出される前は民生委員、青少年団体などの代表者が住宅審議会の委員になっていただいていたという経緯はあります。現在は各種団体の意見は様々な市民活動をされている市民の公募で、と期待しております。

馬場副会長) 人数的に2人以内、というのは多くの意見を聞くには少なくないですか。もう少し増やしておいたほうが良いのではないかという気がします。すいません。また質問してしまいました。進行役だから発言してはいけないですか。

- 山岸参事) 住宅の審議会は長い歴史があるなかで、市営住宅運営審議会として市営住宅のことだけを審議していたときから住宅審議会として住宅政策全般を審議するようになってまだ10年経っていません。住宅行政が今後幅広くなっていくなかで、委員の拡充について検討していきますが、他の審議会との調整もありますし、住宅審議会としては専門的な御意見をいただきたいということで学識経験者を増やし、事業者との連携ということで関係機関を増やしました。公募の状況もふまえ、今年度は5人で、来年度に向けては7人体制で御審議いただければと考えております。
- B委員) 大阪府の住宅まちづくり審議会も行政や学識経験者以外の委員の出身団体は、福祉関係や住宅の供給事業者、人権擁護に関する団体などです。今の審議会規則では関係機関2人以内なので、関係する団体をみんなというと、福祉、環境、活力では産業や労働にもからみ、大変なことになってくるので、関係団体をどういうところを中心に審議するかで選定するのかなとは思いますが、私としても、もう少し枠を広げたらという感想をもっています。
- C委員) 人数が多ければ多いほど良いというものではないとは思いますが、幅広く意見を聞くにはもう少し人数がいた方が良いと思います。市民委員を増やして、ということですが、前回も2人の枠に2人しか応募がなかったと聞いています。あまり期待できないと思います。関係機関に民間も含めて増やしたらと思いますが、今年度無理なら来年度に向けてそれも考えてほしいです。
- D委員) 市民委員になる前は各種団体からでしたよね。市民さんの公募になってから活発な御意見が市民の立場から聞けるので良かったなと思いますが、応募が少なかったら増やすのも難しいのかもしれませんが、でも、関係団体から指名されてくるというのは義務的などころがあるようなので、市民委員の枠が増え、応募がもっと増えればと思います。
- 馬場副会長) 来年に向け公募する人数については別の機会に議論いただければと思います。全委員から人数について発言が出たので検討事項としておかせていただきます。それでは、会長の選任について、お手元の資料4を再度御覧ください。事務局から説明がありましたように、今迄の会長の選任方法と異なっております。会長の選任につきまして、新しい規則第5条第1項で「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」と改正されています。今までは委員からの推薦、又は事務局からの推薦、というような形で会長を選任していましたが、今回はいかがでしょうか。
- B委員) 委員の互選ということで、私は今副会長を務めていらっしゃる馬場委員に会長になっていただけたら一番適任かと思います。

馬場副会長) B委員から私を推薦いただきましたが、いかがさせていただきますでしょうか。

異議なし

D委員) 先程から馬場副会長が「私は発言したらいけないですか。」と言われてましたが、会長になられたら、発言したいのにできない、と不満に思うのではと危惧しますが、それさえよければ異議ありません。

馬場副会長) どうさせてもらったらいいですか。

C委員) そもそも、会長だから喋ってはいけない、そういうものですか。

B委員) そうではないですね。

馬場副会長) 喋りたいほうですので。

D委員) でも、議事を進行していくのに、会長がまず喋ったのではやりにくいですね。何も意見が出ない場合は別ですが、先にこう、と意見を出されると困るのでは。

C委員) 最初にバシッと言われたら次の人が発言しづらいかもしれませんが、進行次第で別に問題ないのではないですか。

馬場副会長) 今迄副会長として補佐する意図で発言していました。

D委員) 補佐するためであれば自由で言いやすいですよ。会長は別にいるので。

富田副市長) 利害が対立したらそれは議論ではありませんし、ここは政策論ですから会長が御自由に研究の立場で発言なさることに皆さん異論無いと思いますよ。最後にまとめていただくというお役目はありますが。

馬場副会長) ありがとうございます。それでは、私が会長に就任させていただきます。

馬場会長あいさつ

馬場会長) 私が副会長から会長に就任したことに伴いまして副会長が不在となりましたので、副会長を選任したいと思います。
会長と同じく、「委員の互選により定める。」と規定されております。いかがいたしましょう。

B委員) 副会長も学識経験者選出の藤本委員が適任だと思います。

馬場会長) 皆さんよろしいでしょうか。

異議なし

馬場会長) 異議なしということですので、藤本委員を副会長に選任することにいたします。以上で会長の選任、それに付随しました副会長の選任が終了しました。副市長が公務のため退席されます。

副市長退席

馬場会長) それでは、本日の審議会への傍聴希望者について事務局に報告を求めます。

山岸参事) 本日は傍聴希望者がおられませんでしたので、御報告申し上げます。

馬場会長) それでは、議題に移らせていただきます。
議題(1) 公営住宅法の改正に伴う吹田市営住宅条例の改正について、事務局から御説明をお願いします。

遠藤主査) 次回に条例改正にあたっての基本的な考え方などについて諮問させていただきたいと考えておりますので、今回は公営住宅法の改正の内容や吹田市の措置状況及び条例改正の留意事項等について御説明をさせていただきます。

遠藤主査「資料5-1、資料5-2、資料5-3、資料6、資料6-2」説明

馬場会長) 御質問、御意見がございましたら伺いたいと思います。
まず資料5-1に関して、改正前は高齢者などのみ地方公共団体の裁量によって入居収入基準を決めていたものが、改正後には参酌すべき基準を基に定めることになっていますが、裁量と参酌の違いを教えてください。

岡本参事) 裁量については次回諮問させていただくときに御議論いただきたいと思っておりますが、資料にある入居者資格の「地方公共団体の裁量により」とは地域の実情に応じて自治体が決定できるということであり、「参酌すべき基準」とは国が示した基準で、条例の制定に際しそれを参考にしながら地域の実情に応じて条例で制定しなさい、というものでございます。

B委員) 補足しますと、裁量階層というのは本来階層に付随するものであり、公営住宅は住

宅に困窮する低所得者のために整備されたもので、現在は政令月収 158,000 円以下の人にしか申し込み資格がない。それが本来階層ですが、高齢者や障がい者、母子世帯など、色々な経済状況の中で、158,000 円より上でも生活が苦しいだろう、とか、所得はあるが、民間賃貸住宅へ入ろうとしても入居拒否にあってしまう、ということで公営住宅の供給が必要である、政策的にそういう方々の居住の安定を図りたいという本来の低所得者とは違った意味合いで、もう少し高い所得の人でも入っていただくべきではないか。そこを地方公共団体の実情・政策によって所得が政令月収 158,000 円より上でも 259,000 円迄のかたも公営住宅へ申し込みできますよ、とできるのが裁量階層です。

また、参酌基準とは、地方公共団体が基準を条例で制定するのですが、白紙状態では難しかろうと、概ねこうすべきですよ、と国が政令で出した基準の事です。それによると本来階層は収入分位 25%、158,000 円を基準としていますが、これはあくまでも参酌基準で、この基準を参考にしながらも地方公共団体が実情に即して階層を上げたいんだ、とか判断する基本とするものです。

C 委員) 入居収入基準を 158,000 円以下にしても良いけれども、259,000 円より上にしてはだめ、ということでしょうか。

B 委員) そういうことです。

馬場会長) ありがとうございます。資料 5-1 に関して、その他御質問はございませんか。

質問なし

馬場会長) それでは引き続き資料 5-2 のスケジュールについて、御質問はございませんか。

B 委員) 同居親族要件について、現在は入居者を募集する際に住宅の規模や設備及び間取りを考慮して入居者資格を制限しているとのことで、それは良いのですが、今回の法改正で同居親族要件が廃止されて若年単身者の入居が可能になりましたよね。そこをどうするのか。現在は単身者でも高齢者や障がい者しか入れない条例になっていますよね。入居者資格をそれぞれの募集のなかで運用しているということですか。

岡本参事) 現在条例に従って間取り等を考慮して入居者資格を制限しておりますが、実際の募集の際に、例えば借上住宅では単身で 60 歳以上の者、というような制限をしております。本市は応募倍率が高く空き家が少ない状況で、単身者向けの 1DK や 1K の住宅の整備がされていないことを併せて今後御審議をいただいて、今の社会情勢のなか若年単身者の入居を認めるべきという方向になれば、条例では制限ということで資格を設けていますが、募集要領などで若年単身の枠を別に設けることを検討

しなければならないと考えます。現時点では若年単身者へは制限を加えています。

B委員) 現在の条例はどんな書き方になっているのですか。市長が住宅の規模や設備及び間取りを考慮して入居者資格に制限を加えることができるかと書かれているのですか。

岡本参事) 条例の第3条第3項に「市長は、市営住宅の規模、設備又は間取りとの関係を考慮して必要と認めるときは、特定の市営住宅について、その入居申込者の資格に制限を加えることができる。」と規定されています。

B委員) そしたら、若年単身者の入居を政策的に認めることになっても、募集要領の運用で対応できるので、現在の条文を改正する必要はないわけですね。

岡本参事) はい。条例はそのままで構いません。要領の運用で制限を解除するなりして枠をつくっていきたいと考えております。

B委員) 大阪府の例ですが、法による同居親族要件の規定が平成24年4月1日で廃止されましたので、特に条例で単身者の入居資格を制限しない限り若年単身者であっても入居できることになっています。住宅が限られているなか、即若年単身者がどこでも入れるというのは行き過ぎであり、限られたストックを有効に住宅困窮者に利用していただくため、試験的に、募集しても入居者が埋まらないような長期空き家の住宅に限って若年単身者の申し込みを認めるようにしていこうと。今後はその状況を見ながら、本格的に他の住宅についても議論していこうとしています。そういう意味では、吹田市と同様に、まさに運用で対応していることになります。募集要領の運用でやっていくのか、そこを確認したかったのです。

馬場会長) 話がそれますが、単身者のルームシェアリング《他人同士がマンションや一戸建て住宅などで協同生活すること》は可能ですか。

B委員) 基本的にはできないとされています。名古屋市では高齢者が2～3人集まって住むということモデル的にやっていますが、これはNPO法人が市から住宅を借り上げており、仕分けとしては、本来の公営住宅の状況ではなくて目的外使用としてやっていますので例外的です。本来の公営住宅の供給であれば、同居人は親族でなければならないのが原則です。

馬場会長) ありがとうございました。
それでは資料6について御質問はございませんか。
大阪府作成の資料のようですが、他府県と比較して特化している部分はありますか。

B委員) 他府県で同様の資料が作成されているかは把握しておりません。
趣旨は、国が示した参酌基準や法改正に伴う各種通達に則して各市町が御判断して条例を改正する際、特にどういふところに留意していただきたいかを分かりやすく説明する文書を出した方が良くと大阪府として判断し、出したものです。
公営住宅はセーフティネット《安全網：社会的・個人的な危機に対応する方策》としての役割を果たすということで、一番住宅に困窮する低所得者に重点的に供給していくのですが、団地の実情をみますと非常に高齢化しています。収入基準だと158,000円というのは収入分位25%迄のかたが入れるのですが、府営住宅の例ですと、10%迄の一番低い所得層のかたが約8割を占めており、コミュニティとしてかなり偏っています。そういうことを考えますとセーフティネットとしての役割とは別に、バランスのとれたコミュニティを創るために、収入基準を上げていくとか若年の単身者を入れたらどうか、という発想も出てくる。セーフティネットとしての役割とコミュニティバランスの両立は難しいので、そこをどう判断していくのか、地域の住宅実情をきちんと把握し、管理状況、自治会や地元住民の要望など情報収集は網羅した上で、各市町が自主的に説明責任を果たせるような改正をすべき、というのがこの留意事項の趣旨です。

馬場会長) ありがとうございます。資料6については今後中心的に審議すべき内容で、次回には市営住宅に関する現状のデータも提示していただき、次回以降も議論する機会はあるはずで、この部分はかなり重要な鍵になると思っています。
続いて資料6-2について御質問はございませんか。

質問なし

馬場会長) それでは、議題(1)公営住宅法の改正に伴う吹田市営住宅条例の改正についてはひととおり議論できたということで、議題(2)保証人についての議論に移ります。
資料7について、事務局から説明を求めます。

遠藤主査「資料7」説明

馬場会長) 只今の説明について、何か御質問がございましたらお願いします。

C委員) この保証人というのは滞納が発生したときは、入居者の代わりにその人に家賃を払ってもらおうという意味の保証人でしょうか。

岡本参事) はい。抑止力というのが第一義ではありますが、入居者が家賃を滞納した場合は、その債務について責務を負ってもらおうと考えております。

- C委員) 保証人をつけるのは新しく入居されるかたに限るもので、現在の入居者には今から改めて保証人を立ててもらおうということはしないのですか。
- 岡本参事) 事務局案としては、新たに入居されるかたを対象としております。従いまして現在入居されているかたについては対象外として運用していきたいと考えております。
- C委員) それでは不公平感があるのと、市民の立場で言わせていただくと、保証人を現在の入居者全員に付けて、滞納分は払ってもらえた方が税金の無駄遣いにもならなくて良いのかな、と素朴な思いがあります。区別する理由があればお聞かせください。
- 岡本参事) 最終的な決定は今後の審議内容も加味させていただきますが、建替えなどによって現在の入居者が移転した場合、新規入居者と同様に保証人の選任を適用したいと考えています。不公平感があるかもしれませんが、現在の事務局案としては、既存のかたについては対象とせず、新規入居者から求めていきたいと考えております。
- 馬場会長) C委員の質問に答えてないと思います。既存の居住者に請求しない理由は何かを説明すべきでは。
- C委員) この場で結論を出す必要はありませんが、今後の審議のなかで色々とお答えいただければよいかと思います。
- 馬場会長) 現在の入居者からも保証人の選任を求めるかどうかは、この審議会で今後議論するというところでよろしいでしょうか。
- D委員) 保証人というのは滞納を抑止するのが目的で、元々公営住宅の入居者は住宅に困窮している低所得者であり、滞納されるにはいろんな理由があるわけで、保証人を立てることによって滞納を抑止できるかが疑問です。滞納を防ぐ方法は他にもあるのではないのでしょうか。孤独死とか、あるいは単身高齢者が病気になり病院に連れて行けても誰に連絡したら良いか分からないことがあるんです。緊急時に連絡できる関係者という意味では絶対必要だと思いますよ。だけど保証人という目的が滞納を抑止するというのであれば、元々滞納しやすい理由も条件もある入居者に対して、保証人を付けることが抑止につながると考えるのは非常に短絡的ではないかと。私は新規入居者に限るかどうかということより保証人そのものに意味があるのかを疑問視しています。
- 岡本参事) 債権の適正な管理のため、まず入居時に保証人を立てることによって市営住宅であっても、入居後も自分の家と同じように適正に入居管理をしていただき、家賃は支払うものである、保証人に迷惑をかけてはならない、と考えていただくことにより、

滞納債権が発生する前に抑止する効果を期待して保証人を立てさせていただきたい。実際入居者の滞納額が累積で9,300万円ほどございます。その滞納の整理につきましては、平成20年4月1日に滞納整理要領を策定し、督促をし、3か月以上の滞納者については催告をし、納付意思を示さない入居者については訴訟もしており、明渡しも実施しております。そのような適正な債権の管理をしつつ、高額所得者や収入超過者の取扱いもありますが、公平感というものが絶対必要ですので、新規入居者には抑止力効果として保証人を立てていただいて、その保証人と債権の適正な管理を同時にさせていただくことを検討していきたいと考えております。そういう意味で先程C委員から御質問いただきました既存者にもということになりますと、滞納している債務を遡って保証してもらおうということになり、その人に保証人を選任していただくことは現実問題困難であると現時点では考えており、新規入居者から保証人制度を構築していきたいという考えを持っております。

馬場会長) 平成21年度は、入退去管理の仕組み全体の中で、保証人の選任について議論すべきであるという見解で先送りになりました。状況は同じなので、それをふまえ保証人の役割をどう位置付けるのか議論していくということで、この場は終えたいと思いますが、いかがでしょうか。

A委員) 1つだけ確認させてください。一般的に保証人といえば連帯保証人を連想しますが、連帯保証人ではないのですね。

岡本参事) 現在考えていますのは、通常の保証人として、連帯保証人ですと抗弁権というものがございません。まずは入居者に納付していただくべき、と考えていますので、連帯保証人ではなく通常の保証人ということで対応していきたいと考えております。

A委員) 一般の住宅だと何年かごとに更新とか契約の見直しというのがありますが、市営住宅は1回入るとそういうことは無いのですか。

岡本参事) ございません。最初、御入居される時に、請書(うけしょ)というもので行っており、その時1回きりでございます。

A委員) 1年に1回ぐらい、収入の申告をするとかそういうことはあるのですか。

岡本参事) そのとおりです。1年に1回、毎年、前年の収入を御申告いただき、収入申告に基づきまして家賃の決定をさせていただいています。

A委員) ということは、何かしら年に1回ぐらい市役所との接点があったときに、保証人について申し出るというか、こういうふうにしていただきね、と言うチャンスはある

ということですね。現在入居のかたにでも。

岡本参事) そうですね。入居収入申告書の受取りは、窓口を持って来ていただく場合もございますが、郵送の場合もございまして、全員のかたから面接をして受け取るということではございませんが、そういう機会は少なからずともあるということです。

A委員) C委員が言われたように、保証人さんを立てていただくのであれば、全員のかたを対象にしないとなかなか効果的なものが現れにくいと思うので、その辺のことを次回以降、色々な資料とかも出していただいて議論させていただきたいのですが。

馬場会長) 確かに。そのような形で議論いたしましょう。

D委員) 保証人を立てて滞納を抑止するっていうのが前面に出るのはね。入退去管理の仕組み、例えば、日曜日でも土曜日でも家賃を持って行ける、支払いに行けるような、そういう制度・仕組みを作れば滞納が減るとかね、色々な方法があると思うんですよ。もっと他の方法をきちんとした上で提案しているのか、っていうのがやっぱり疑問ですから、これをちゃんと議論しておきたいなと思います。

馬場会長) ありがとうございます。先程もまとめましたが、次回以降、重点的に議論するということに。多分入退去管理の全体的な仕組みが、今ずさんなんです。おそらく。新しく公営住宅も建つことですし、新規のところできちっと居住者による居住者管理参加も含めて、そして入退去も含めて、公営住宅の管理の仕組みを議論した方が良いと思います。次回以降でそれは重点的に議論するというので、本日の議題については、市営住宅条例の改正についてと、保証人について、ということで議論を終えさせていただいてよろしいですか。

A委員) すいません。議題の資料をいただいて市営住宅条例を読んだのですが、せっかく条例改正の議案を議会に提案するのであれば、ほかの事、ちょっと気になった事も一緒に、条例改正の際に併せてすることは可能なんでしょうか。気になった事というのは駐車場のこと。1か月の駐車料金が3,500円と条例の中に書き込まれているんですけど、それが適切なのか適切でないのか。こういう事も一緒に改正することはだめなんですかね。

馬場会長) どうなんですか？ 市から条例の改正について、という事が議題として与えられています。出されている事だけでなく、他にも条例に関する議論をしたいという御意見が出ていますが。

岡本参事) 今回の審議会では、公営住宅法の改正に伴い市営住宅条例を改正するにあたりまし

ての基本的な考え方をお示しし、次回には、項目を立てて審議内容を明確にして諮問させていただきたいと考えております。御指摘いただきましたように、その議論の中に、今おっしゃっていただいたように入退去管理も含めて、市営住宅の駐車場の金額の問題等様々あると思います。ただ、市営住宅の駐車場につきましては市の使用料ですので、それを改定することは市全体的な使用料改定ということになり、検討していく必要がございますので、議論いただきすぐにそれを条例に、というのは、スケジュール的に事務処理面で非常に困難であると考えております。市営住宅管理全体の中で御議論を頂戴したいと思いますので、今後、基本的な考え方をいただき、市が取りまとめをし、検討させていただく事項かと考えております。

馬場会長) こう解釈してもいいですか。市営住宅条例の改正について市から議題はいただきますが、委員からもいくつかの検討課題を提案しますよ、ということで。今の御説明をそのように解釈したのですが。

岡本参事) そのとおりです。色々御議論をいただき、基本的な考え方の中で、こういうものもありますよ、という事については御審議をしていただいたらと思いますが、駐車場の使用料3,500円をいくらに変えるということ、今回の条例改正に併せてするというのは難しいということです。

A委員) 市営住宅条例の中の駐車場使用料が万が一改正の方向になったとしても、使用料という縛りの中でそれがすぐにはできないのでちょっと待ってね、ということですか。市全体の使用料の改定という問題が上にありますよということですね。

岡本参事) そうです。市営住宅条例の中の使用料だけではなく、全庁的な使用料見直しの議論が必要だということです。

馬場会長) でも、こういう議論があったということを明確に審議会の中でうたっておけば、使用料の改定の議案が出る前にその事も考え合わせてなさるということですよ。

岡本参事) そのとおりです。当然、審議会の中でこういう御意見をいただいたということは残りますので、今後検討させていただくことはもちろんです。

馬場会長) 市民感覚では不思議なこと結構あると思うんですよ。なので、その不思議ですよ、という課題提起をこの審議会ですでにいただくことは、市民が入った意味があります。どんどん発言なさってください。それ以外には、御質問ございませんでしょうか。

質問なし

《第1回住宅審議会・議事録》

馬場会長) 続きまして報告事項に入らせていただきます。(仮称)吹田市営新佐竹台住宅集約建替事業についての御説明をお願いいたします。

萩原参事「参考資料1」説明

馬場会長) 現在スケジュール的には平成24年7月31日から8月9日、入札説明書等に関する質問受付の期間になるということですね。

萩原参事) そうです。

馬場会長) 質問は来ていますか。

萩原参事) ちらちらと来てはいますが、最終的に8月9日にまとまって来る可能性が高いと思っております。

馬場会長) 順調にスケジュール通り進んでいるということですよ。

萩原参事) はい。

馬場会長) その他に報告事項がございますか。

発言なし

馬場会長) ございませんか。それでは、今日予定しておりました議題及び報告、全て終了いたしました。次回の開催予定について事務局から御報告をお願いいたします。

樽上室長) 今日は次回の諮問に向けてという形で、公営住宅法の改正に伴う市営住宅条例の改正について御意見をいただきました。ありがとうございます。今日いただいた御意見をふまえながら、次回迄に色々な資料を作成して、翌回には答申をしていただけるような形での諮問の仕方をしたいと思っております。次回は9月27日(木)午後2時からを予定しておりますが、各委員の皆様は御出席よろしいでしょうか。会場は中層棟の第4委員会室です。

馬場会長) 次回は9月27日の午後2時から、中層棟第4委員会室ということで、御都合は皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

全委員了承

《第1回住宅審議会・議事録》

馬場会長) それでは、これで第1回の吹田市住宅審議会を終了させていただきます。御苦勞様でした。